

南九州市告示第91号

南九州市地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和8年3月31日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

南九州市地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱（平成30年南九州市告示第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「1年以内」を「3年以内」に改め、第4条第6号を第9号とし、第5号の次に、次の各号を加える。

- (6) 経営改善に向けた専門人材の活用に要する経費
- (7) 新商品開発、新技術導入等による付加価値向上に要する経費
- (8) 従業員の育成・能力開発に要する経費

第5条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、当該起業・事業承継において、次の各号に該当する者がいる場合は、200万円を限度とする。

- (1) 起業の場合 新規雇用した者
- (2) 事業承継の場合 承継する事業において承継する前から引き続いて雇用する者

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。